

令和7年度 静岡県立工科短期大学校「あなたも小さなクリエイター」業務委託  
企画提案実施要領

## 1 事業の概要

### (1)事業の目的

産業振興を通じて県東部地域の経済の活性化を図るため、沼津市に立地する静岡県立工科短期大学校の有する知見を活用し、次世代のものづくりを担う地域の小中高生を主対象に、体験イベントや展示等啓発活動を実施する。その中で、本校の魅力・活動を情報発信するため、本校が立地する地域に密着した既存イベントを活用するとともに、開かれ・世界につながる地域づくりを目指し、産学官・異業種間の連携を促す積極的な広報活動を行うことを目的とする。

(2)業務名 令和7年度静岡県立工科短期大学校「あなたも小さなクリエイター」業務委託

(3)実施期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日(金)まで

(4)契約限度額 600,000円(税込)

## 2 参加に係る資格要件

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)本業務に類似する業務の履行実績を有し、最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(3)静岡県的一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5)静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 業務の内容及び求める水準

#### (1)業務の内容

- ・令和7年 11 月 30 日(日)開催予定「門池福祉まつり」と協働し、当校沼津キャンパスをサテライト会場としたイベント運営
- ・小中高生 50 名及び参加者(計 300 名)を想定し、体験イベント、展示・施設見学、広報活動を実施

| 実施項目              |         | 想定仕様                                |                  |
|-------------------|---------|-------------------------------------|------------------|
| 体験イベント<br>展示・施設見学 | ものづくり体験 | 工作キット等、ものづくりの楽しさを体験できるプログラムの手配・運営   | 50 名/1 セット以上     |
|                   | お楽しみ    | 的当て、輪投げ等、子供たちが楽しめる遊びスペースの手配・運営      | 1 セット以上          |
| 広報活動              | 配布用グッズ  | ①ノベルティグッズ用意、配布<br>②お土産茶菓子（地域福産品等活用） | ①300 個<br>② 50 個 |
|                   | 情報発信    | 当日の取材誘因、事後情報発信                      |                  |
|                   | 効果測定    | アンケート等効果測定、実施報告と次回に向けた改善点等提案        |                  |
| その他               | 諸経費     | 本イベントでの物損や怪我に対応した保険加入等              |                  |

※1 「ものづくり体験」スペース:幅3m×奥行き3m程度を想定

※2 「お楽しみ」スペース:幅4m×奥行き3m程度を想定

※3 ノベルティグッズ:スタンプラリー(門池福祉まつり、N's マルシェ、本校の3拠点)参加者へ配布(ロゴ入りバッグ等)

※4 お土産茶菓子:「お楽しみ」好成績者へ配布

#### (2)求める水準

- ・事業目的を達成する上で、上記仕様と同等以上の効果が期待できる企画を提案(仕様にはこだわらない)
- ・類似イベントと同等以上の質を求める(新規・独自性を期待)

### 4 応募方法

#### (1)参加申込

企画提案に参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を提出する。

提出期限:令和7年9月 12 日(金)正午必着

提出先:静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課(メール又は持参又は送付)

#### (2)説明会、質問

日 時:令和7年 9 月9日(火)午前 10 時

場 所:静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス

説明会での質疑のほか、質問は令和7年9月9(火)正午まで問合せ先(下記9)あてメールで受け付け(メールの旨を電話にて着信確認すること)、回答は令和7年9月11日(木)までにホームページに掲載する。

### (3)企画提案書の提出

提出期限:令和7年9月26日(金)午後4時まで

提出先:静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課あてメール及び持参又は送付

### (4)審査

日 時:令和7年10月上旬

場 所:静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス(静岡市清水区楠)

内 容:対面(説明15分、質疑応答15分)若しくは書面審査

## 5 提出書類と選定基準

### (1)提出書類

ア 企画書5部

イ 業務体制表5部(責任者・担当者の氏名・経験年数、過去類似実績、連携先等)

ウ 見積書1部(総額と内訳)

### (2)選定基準

ア 企画性

- ・ 期待する企画の表現(理解度、現状分析からの立案等)
- ・ 実現可能性の担保(効果、効率、その他適正さ等)

イ 業務遂行能力

- ・ 企画を遂行できる体制、スタッフ等の担保ほか能力
- ・ 信頼しうる実績

ウ その他配慮すべき点

- ・ 社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)

## 6 選定及び契約

- ・ 県が設置する審査委員会により内容を審査し、協議の上、契約候補者を原則公開で選定する
- ・ 参加者が5者を超える際、書面による事前審査を事務局で実施する場合がある
- ・ 県は選定された契約候補者と交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する

## 7 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- ・ 選定結果は、審査委員会翌平日に企画提案者にメールで通知する
- ・ 選定結果に対する説明を希望する場合は、電話又は面会により応じる

## 8 その他

- ・ 参加に要した費用は、参加者の負担とする
- ・ 提出された書類は返却しない
- ・ 提出された書類は、県及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある

- ・ 契約に当たり、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある
- ・ 業務委託については、予算の成立を条件とする

## 9 問合せ先

〒410-0022 静岡県沼津市大岡 4044-24

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス 菅野、清水

電話番号 055-925-1073 FAX 055-925-1115

E-mail koutan\_kyoumu\_numazu@pref.shizuoka.lg.jp